

# 日本防災士会群馬県支部規約改定

(名称)

第1条 この会は、日本防災士会群馬県支部（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は「自助」、「共助」の原則のもと、会員のネットワークを構築し、防災士として活動と技術研鑽を支援することを目的とする。

(会員)

第3条 本会は、日本防災士会会則第11条に基づく群馬県支部で、本会の目的に賛同する防災士によって構成する。会員については次のとおりとする。

(1) 個人会員

(2) 個人準会員（本会の目的に賛同し、協働する意思のある個人で会議の議決権を持たないものとする。）なお、防災士番号を付与された時点で会員とする。

(3) 団体会員

(4) 賛助会員（本会の目的に賛同し、協働する意思のある個人又は団体で、会務の議決権を持たないものとする。）

2 本会へ入会又は退会しようとする者は、支部長に届け出るものとする。

3 本会に損害を与えた場合については、役員会で対応を検討するものとする。

4 会員は、年会費の納入をもって会員とし、退会、死亡又は除名によって資格を喪失する。また、年会費を特別な事情がなく指定された期限内に納入しなかった場合、再通知によっても会費の納入がないものは、休会したものとみなす。ただし、2年以上納入しなかったものは退会通知を送付し退会とする。

5 会員は、次の各号に該当する者とする。

(1) 日本国籍・在留資格を有するものとする。

(2) 成年者とする。

(3) 反社会的勢力に属さないものとする。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災士としての活動と防災・減災技能の研鑽に資する事業

(2) 会員相互の交流に資する事業

(3) 講演会及び研究会等の開催に関する事業

(4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第5条 本会の事務所を、支部長宅に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 3名

(3) ブロックリーダー 5名

(4) 事務局長 1名

(5) 会計 2名

(6) 監事 2名

2 (1) 役員の内任期は2期4年とする。ただし、再任を妨げない。

尚、任期は最長2期4年とする。

(2) 支部長、事務局長の任期は2期4年を原則とし、最長でも3期6年をもって交代する。

3 補欠により、選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は支部長を中心とし、すべての情報及び資料を共有しなければならない。また、支部長が提供を求めたときはそれに応じなければならない。

5 役員を退任する場合は、速やかに後任の役員に引継を行った上、保有している本会に関するデータ及び資料を破棄しなければならない。

(役員の職務)

第7条 役員は次の職務を行う。

(1) 支部長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき又は支部長が職務を遂行できない事由がある時はその職務を代行する。また各ブロックを統括する。

(3) ブロックリーダーは、担当ブロックの会務を統括し、第4条による事業を計画、実施するものとする。また、副支部長と共に各ブロックの活動に尽力する。

(4) 事務局長は、本会の事務を統括する。

(5) 会計は、本会の会計及び経理を処理する。

(6) 監事は、本会の会計について監査を行い、定期総会で報告するものとする。また、事業年度内に監査の必要が生じた場合には、臨時総会の開催を支部長に請求することができる。

(本部担当会員)

第8条 本会に監事、顧問、相談役、事務局をおく。

(会議)

第9条 本会に次の会議をおく。

(1) 定期総会

(2) 臨時総会

(3) 役員会

(4) ブロックリーダー会議

2 定期総会は、毎年1回以上開催し、役員、予算、事業計画の決定及び決算の承認等を行う。ただし、感染症等により総会を開催できない事由があるときは、Web併用・書面決議等により行うものとする。

3 総会の書面決議

やむを得ない理由のために出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

4 役員会は総会の決定に基づき、会務の執行にあたる。

(会計)

第10条 本会の収入は、会費、寄付金及び事業による収入等をもってこれに充てる。

2 会費の額については次のようにする。

(1) 個人会員 年間 3,000 円

(2) 個人準会員 年間 3,000 円

(3) 団体会員 年間 15,000 円

(4) 賛助会員 個人 年間 2,000 円、団体・企業 年間 5,000 円以上

3 会費納入については、郵便振込とする。

4 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

5 事業による収入は、本会の運営費（講師料・交通費・活動費・各種手当等）に充てる。

6 決算に関する資料は最低5年間保存するものとする。

(講師料・交通費)

第11条 本会が講演等を請け負い、会員の防災士に対して協力を依頼した場合は、別途内規による謝金及び交通費等を支払うものとする。

2 本会の会員が請け負った講演等は、原則本会で請け負うものとし、本会が主体となり講演会等を実施する。

3 やむを得ない事情等により会員が個人で請け負った講演等の取扱いに関しては、別途内規で定める事項に準ずるものとする。なお、会員が個人で請け負った講演等はすべて自己責任において実施する。

(活動費)

第12条 各ブロック及び北関東連絡協議会群馬県支部の活動費として、年度初めに30,000円をそれぞれ支給するものとする。また事務局に年度初めに30,000円を預託するものとする。その他詳細は内規にて別途定める。

(役員手当)

第13条 役員手当として、次の額を年度末に支給する。

- |              |         |
|--------------|---------|
| (1) 支部長      | 20,000円 |
| (2) 副支部長     | 10,000円 |
| (3) ブロックリーダー | 10,000円 |
| (4) 事務局長     | 10,000円 |
| (5) 会計       | 5,000円  |

(弔慰)

第14条 本会会員又は会員配偶者が逝去した場合は、次のとおり弔慰を行うものとする。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| (1) 会員が死亡した場合     | 香典3,000円および弔電 |
| (2) 会員の配偶者が死亡した場合 | 弔電            |

2 葬儀へは支部長または支部長が指名したものが参列し、香典返しは辞退するものとする。

(守秘義務)

第15条 本会の会員(役員を含む)は、本会の活動を通じて知り得た事項に関して守秘義務を負う。また退会後も同様とする。

2 会員または会員であった者が守秘義務に違反したことにより生じた損害については、その責めを負う。

3 本会の活動で作成したデータおよび資料等は、本会に帰属するものとする。

(北関東連絡協議会)

第16条 北関東連絡協議会は、群馬県支部・栃木県支部・茨城県支部の北関東3県の相互連絡組織で「日本防災士会北関東連絡協議会規約」により活動するものとする。

(附則) この会則は、平成21年4月19日より執行する。

(附則) 平成25年4月14日一部改正

(附則) 平成26年4月13日一部改正

第6条 支部長代行1名を削除、事務局を3名に改正

(附則) 平成28年4月16日一部改正

(1) 第6条第1項 副支部長若干名を3名、監査1名を2名、事務局3名を4名に改正

(2) 第6条第2項 本文中の顧問の次に「相談役」を追加

(附則) 平成31年4月28日一部改正

第9条第4項を追加

(附則) 令和2年5月7日一部改正

- 1 第2条、第6条第3項を改め、「第7条を第8条」に「第8条を第9条」とし、第7条、第10条及び第11条を新設

- 2 その他、規約全体の体裁等を見直し
- (附則) 令和3年4月25日一部改正  
第2条第1項、第5条及び第6条第1項を改正し、第7条に「第3号、第4号」を加え、第8条第2項の一部を改正し、「第3項」を加える。
- (附則) 令和4年4月24日一部改正  
第6条第2項第1号を改正し、第2号を加える。
- (附則) 令和4年9月17日一部改正
- 1 第1条文頭の主語の変更
  - 2 第3条を第2条に、第2条を第3条に改正
  - 3 第3条に会員の種別・会費納入期限及び会員資格制限を加える。
  - 4 第6条第1項 副支部長2名を3名に増員
  - 5 第7条第2項 活動内容を付加
  - 6 第12条を新設
- (附則) 令和5年5月27日一部改訂
- (附則) 令和6年6月30日一部改訂